

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県教育委員会

○福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則	一	○福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則	三
○福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則	二	○福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	四
○福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	二	○福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	七
○福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則	二	○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令	八
○福島県自然の家組織規則	三	○福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令	八
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則	三	○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令	九
○福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	三	○福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	九
		○福島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	九

## 福島県教育委員会

福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

### 福島県教育委員会規則第五号

#### 福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則

福島県教育センター組織規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げるグループ」を「総務管理部及び研究・研修部」に改め、同条の表を削る。

第二条中「各グループ」を「各部」に改め、同条第一号中「総務管理グループ」を「総務管理部」に改め、同号(8)を削り、同号(9)を同号(8)とし、同号(10)中「(9)」を「(8)」に、「グループ」を「部」に改め、同号(10)を同号(9)とし、同条第二号中「企画・研究グループ」を「研究・研修部」に改め、同号(1)中「教育に係る研究の企画及び運営」を「教育関係職員の研修」に改め、同号(2)中「調査」の下に「及び研究」を加え、同号(3)を次のように改める。

(3) 情報処理教育に関すること。

第二条第二号(4)を同号(5)とし、同号(3)の次に次のように加え、同条第三号を削る。

(4) 教育相談に関すること。

第四条第三項を削る。

第五条を第七条とする。

第五条第一項中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(部長)

第五条 教育センターに部長を置く。

2 部長は上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

別表中「第五条関係」を「第六条関係」に、

主任技能員	主任技能員	主任技能員
主任運転手	主任運転手	主任運転手
主任ボイラー	主任ボイラー	主任ボイラー
主任ボイラー技士	主任ボイラー技士	主任ボイラー技士
主任用務員	主任用務員	主任用務員
技能員	技能員	技能員
運転手	運転手	運転手
ボイラー技士	ボイラー技士	ボイラー技士

の技能的業務を処理する。  
の自動車運転の業務を処理する。  
のボイラー操作の業務を処理する。

の単純な業務を処理する。  
定めるもの以外の技能的業務に従事する。  
車運転の技能的業務に従事する。

ラー操作の技能的業務に従事する。

任の単純な業務を処理する。

任の単純な業務を処理する。

任の単純な業務を処理する。

任の単純な業務を処理する。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

を「主任用務員」上司の命を受け、担

に改める。

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

(教育総務課)

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「若しくは福島県立博物館」を、「福島県立博物館若しくは福島県自然の家」に改める。

別表第一学校を除く教育機関の項中「博物館(福博)」を「博物館(福博) 郡山自然の家(郡自) 会津自然の家(会自) 相馬海浜自然の家(相自) いわき海浜自然の家(い自)」に改め、同表県立学校の項中「柵倉高等学校(柵高) 東白川農商高等学校(東白高)」を「修明高等学校(修高)」に改める。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

(教育総務課)

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成十五年福島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「行政手続法(平成五年法律第八十八号)」の下に「及び福島県行政手続条例(平成七年福島県条例第五十五号)」を加える。

第四条第一項第四号中「行政手続法」の下に「及び福島県行政手続条例」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則(平成二十年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表学校生活健康課の項中「全国高等学校総合文化祭準備室」を「全国高等学校総合文化祭推進室」に改める。

第十一条第二項中「全国高等学校総合文化祭準備室」を「全国高等学校総合文化祭推進室」に改める。

第十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「総務課、社会教育課、指導課及び管理課」を「総務社会教育課及び学校教育課」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項ただし書を削り、同項の表総務課の項中「総務課」を「総務社会教育課」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第十三号とし、第八号の次に次の四号を加える。

九 社会教育に関すること。

十 社会教育関係団体、社会教育指導者等に関すること。

十一 公民館、図書館、博物館、美術館その他の社会教育施設に関すること。

十二 文化財の保護に関すること。

第十四条第三項の表社会教育課の項を削り、同表指導課の項中「指導課」を「学校教育課」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の六号を加える。

六 職員の研修(基本研修を除く。)に関すること。

七 教育職員の免許に関すること。

八 市町村教育委員会に関すること。

九 市町村立学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に係る指導及び助言に関すること。

十 県立学校教員の人事の調整に関すること。

十一 市町村立学校職員の定数及び人事(総務社会教育課の所掌する給与等に関する事務を除く。)に関すること。

第十四条第三項の表管理課の項を削る。

第十五条第一項の表教育庁の項中

策の形成及び調整に	を	政策監	教育長の命を受け、特に指示された事務
		政策監	教育長の命を受け、教育庁の政策の形成
		理事 (任意設置)	教育長の命を受け、教育庁の政策の形成
		政策監	教育長の命を受け、教育庁の政策の形成
		政策監	教育長の命を受け、教育庁の政策の形成

を掌理する。

及び調整に

に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県自然の家組織規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県自然の家組織規則

(目的)

第一条 この規則は、福島県自然の家(以下「自然の家」という。)の組織に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所長)

第二条 自然の家に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、自然の家の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(次長)

第三条 自然の家に次長を置く。

2 次長は、所長を補佐し、自然の家の事務を整理する。

(主幹)

第四条 自然の家に、必要に応じ、主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、特に指示された自然の家の事務を掌理する。

(その他の職)

第五条 自然の家に、前三条に規定する職のほか、必要に応じ、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職の職務は、それぞれ同表の当該下欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主任主査	上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
主査	上司の命を受け、担任の事務を処理する。
副主査	上司の命を受け、高度な事務をつかさどる。

主事

上司の命を受け、事務をつかさどる。

主任指導主事

上司の命を受け、担任の高度な指導主事の業務を処理する。

主任社会教育主事

上司の命を受け、担任の高度な社会教育主事の業務を処理する。

指導主事

上司の命を受け、専門的事項に関する事務に従事する。

社会教育主事

上司の命を受け、専門的技術的事項に関する事務に従事する。

専門員

上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育総務課)

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和二十九年福島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第九号中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計中文字部省令をもつて」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計のうち文字部科学省令により」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職 員 課)

福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則(平成十八年福島県教育委員

会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第六号区分の項並びに別表の二の表第四号区分の項及び第六号区分の項」を「別表の二の表第四号区分の項」に改め、「給料の」を削り、「読み替えて」の下に「適用した場合における」を加える。

#### 附 則

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、「給料の」を削る部分及び「読み替えて」の下に「適用した場合における」を加える部分は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県市町村立学校職員の退職手当の支給に関する規則の規定（「給料の」を削る部分及び「読み替えて」の下に「適用した場合における」を加える部分を除く。）は、この規則の施行の日以後に退職した者に係る退職手当の支給について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

(福 利 課)

福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会規則第十二号

##### 福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自然の家条例施行規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第二条に規定する日」を「第三条に規定する休日」に、「翌日」を「日後でその日に最も近い休日でない日」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を次のように改める。

2 自然の家の長（以下「所長」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は臨時に開所することができる。

第二条を次のように改める。

（使用の許可の申請の手続等）

#### 第二条 福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号。以下「条例」という。）

第四条第一項の規定による使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ所長に自然の家使用許可申請書（様式第一号）を提出しなければならない。

2 所長は、条例第四条第一項の規定による許可をしたときは、当該許可をした者に対し、自然の家使用許可書（様式第二号）を交付するものとする。

第三条（見出しを含む。）中「指定管理者」を「所長」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

## 様式第1号 (第2条関係)

## 自然の家使用許可申請書

年 月 日

福島県 自然の家所長

住所又は所在地  
申請者 団体名(氏名)  
代表者の職及び氏名

㊦

次のとおり福島県 自然の家を使用したいので申請します。

連絡先	郵便番号									
	住所									
	担当者氏名									
	(自宅・携帯) 電話番号					ファクシミリ番号				
使用目的	(勤務先等) 電話番号									
	ファクシミリ番号									
使用期間	(入所) 年 月 日 ( ) 時 分 (退所) 年 月 日 ( ) 時 分									
	日 帰 り ・ 宿 泊 ( 泊 日 )									
使用人数	区 分	幼 児	小学生	中学生	高校生	大学生	一 般	指 導 者	その他	計
	男 性									
	女 性									
	計									
宿泊予定 ( )泊 ( )泊	区 分	1泊目		2泊目		3泊目		4泊目		5泊目
	本館泊	男性( )		男性( )		男性( )		男性( )		男性( )
		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )
	ロッジ泊	男性( )		男性( )		男性( )		男性( )		男性( )
女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		
テント泊	男性( )		男性( )		男性( )		男性( )		男性( )	
	女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )		女性( )計( )	
備 考										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

様式第2号 (第2条関係)

自然の家使用許可書

年 月 日

様

福島県

自然の家所長 印

年 月 日付けで申請がありました福島県 自然の家の使用について、下記のとおり許可します。  
なお、この許可に関する事項に変更がある場合は、速やかに報告して下さい。

記

使用期間	(入所) 年 月 日 ( ) 時 分 (退所) 年 月 日 ( ) 時 分									
	日 帰 り ・ 宿 泊 ( 泊 日 )									
使用人数	区 分	幼 児	小学生	中学生	高校生	大学生	一 般	指 導 者	その他	計
	男 性									
	女 性									
	計									
備 考										

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県自然の家条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二条に規定する指定管理者が定めた手続により提出されている使用の許可に係る申請書は、改正後の福島県自然の家条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項の規定により提出された自然の家使用許可申請書とみなす。
- 3 改正前の規則第二条に規定する指定管理者が定めた手続により交付された許可を証する書面は、改正後の規則第二条第二項の規定により交付された自然の家使用許可書とみなす。

（社会教育課）

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十三号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第十六号中「証人等」を「裁判員等」に改める。

第六号様式（表面）中「育児休業………」を「育」や「自己啓発等休業………」

「育 児 休 業」に、

育 児 休 業	日		
---------	---	--	--

を

育 児 休 業	日		
自 己 啓 発 等 休 業	日		

に改め、同様式（裏面）

中

「育 児 休 業」

育 児 休 業	日		
---------	---	--	--

を

育 児 休 業	日		
自 己 啓 発 等 休 業	日		

に改める。

--	--	--	--

  

--	--	--	--


附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定は、平成二十一年五月二十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県立学校の管理運営に関する規則第六号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
(学校経営支援課)

福島県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会公印規程（昭和三十六年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表福島県立博物館長印の項の次に次のように加える。

福島県郡山自然の家所長印 17 方二〇 古印体 郡山自然の家所長

- 18 福島県会津自然の家所長印 方二〇 古印体 会津自然の家所長
- 19 福島県相馬海浜自然の家所長印 方二〇 古印体 相馬海浜自然の家所長
- 20 福島県いわき海浜自然の家所長印 方二〇 古印体 いわき海浜自然の家所長

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。  
（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表部長相当職の欄中「図書館長」を「理事 図書館長」に改め、同

「教育センター次長

表課長相当職の欄中「教育センター次長 養護教育センター所長」を「教育センター部長 養護教育センター所長」に改め、同

「自然の家所長」

表副課長相当職の欄中「博物館総務課長」を「博物館総務課長 自然の家次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会訓令第3号

教 育 庁 教 育 事 務 所

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十一号）



の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 教育機関の長 教育センター、養護教育センター、図書館、美術館、博物館及び自然の家の長をいう。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第四号

教 育 庁

教育委員会に属する教育機関

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和三十六年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「図書館長」を「理事 図書館長」に、「養護教育センター所長」を「教育センター 養護教育センターの家所長」に改める。

部長

「総括司書」を「総括司書 自然の家次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職 員 課)

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁

教育委員会に属する教育機関

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成元年福島県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び福島県立博物館」を「、福島県立博物館及び福島県自然の家」に改め

る。

第五条を次のように改める。

(福島県自然の家の職員の週休日等)

第五条 福島県自然の家に勤務する職員の週休日は、毎四週間について八日とし、所属長が指定する。

2 前項の職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

3 前項の勤務時間中に午後零時から午後一時までの休憩時間を置く。

4 前二項の規定にかかわらず、所属長は、子育て、介護又は通勤のための特別の事情その他の教育長が別に定める特別の事情を理由とする第一項の職員からの勤務時間及び休憩時間の変更の申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間を午前八時三十分から午後五時十五分までとし、及び当該勤務時間に係る休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとすることができる。

5 所属長は、職員ごとに翌月分の週休日を当月の十日までに関係職員に通知しなければならない。

第七条中「並びに」を「、第五条第二項から第四項まで並びに」に改める。

第十一条中「第四項まで」の下に「、第五条第一項から第四項まで」を、「第四条第二項」の下に「、第五条第二項」を加える。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(職 員 課)

福島県教育委員会訓令第六号

教 育 庁  
福島県教育委員会の所管に属する教育機関  
福島県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令

教 育 庁

福島県教育委員会の所管に属する教育機関

福島県教育委員会職員安全管理規程(昭和六十一年福島県教育委員会訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第四号中「福島県教育センター、福島県養護教育センター、福島県立図書館、福島県立美術館及び福島県立博物館」を「教育センター、養護教育センター、図書館、美術館、博物館及び自然の家」に改める。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福 利 課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福 利 課)

再生紙を使用しています